標準旅行業約款（募集型企画旅行契約）

観光庁・消費者庁告示第１号（令和２年４月１日から適用）

第１章　総　則

（適用範囲）

第１条　当社が旅行者との間で締結する募集型企画旅行に関する契約［以下「募集型企画旅行契約」という。］は、この約款の定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習により、

2　当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

（用語の定義）

第２条　この約款で「募集型企画旅行」とは、当社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。

2　この約款で「国内旅行」とは、本邦内のみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

3　この約款で「取引先」とは、当社が、当社又は当社の募集型企画旅行を当社と共催して販売する会社が選択するクレジットカード会社［以下「提携会社」といいます。］のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込を受けて締結する募集型企画旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する募集型企画旅行契約に基づく旅行代金債権に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が発行されるカード会員規約に定める提携会社のカード会員規約に従って決済することについて、旅行者があらかじめ又は当該決済の求めを受けた後遅滞なく当該提携会社に譲渡する旨の契約をいいます。

4　この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債金を発行すべき日をいいます。

（旅行契約の内容）

第３条　当社は、募集型企画旅行契約において、旅行者が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス［以下「旅行サービス」といいます。］の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

（手配代行者）

第４条　当社は、募集型企画旅行契約の締結に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を業として行う者その他補助者に代行させることがあります。

第２章　契約の締結

（契約の申込み）

第５条　当社に募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書［以下「申込書」といいます。］に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

2　当社に通信契約の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、申込みをしようとする募集型企画旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他の事項［以下「会員登録事項」といいます。］を当社に通知しなければなりません。

3　第１項の申込金は、旅行代金又は取消料若しくは違約料の一部として取り扱います。

4　募集型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出てください。このとき、当社は可能な範囲でこれに応じます。

5　前項の申出に基づき、当社が旅行者のために探した特別な持参品に要する費用は、旅行者の負担とします。

（電話等による予約）

第６条　当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による募集型企画旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、旅行者は、当社が予約の承諾の旨を通知した後、当社が定める期間内に、前条第１項又は第２項の定めるところにより、当社に申込書と申込金を提出又は会員登録事項を通知しなければなりません。

2　前項の定めるところにより申込書と申込金の提出があったとき又は会員登録事項の通知があったときは、募集型企画旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。

3　旅行者が第１項の期間内に申込金を提出しない場合又は会員登録事項を通知しない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。

（契約締結の拒否）

第７条　当社は、次に掲げる場合において、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

(1)　当社があらかじめ別示した年齢、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないとき。

(2)　申込旅行者が暴力集団等若しくは準じた者

(3)　旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

(4)　通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者がするクレジットカードの提携会社が、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。

(5)　旅行者が、暴力団員、暴力団員準拠者、暴力団員同伴者、暴力団員が企業又は経営指導その他の活動を行うことを知られるとき。

(6)　旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに関する行為を行ったとき。

(7)　旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに関する行為を行ったとき。

(8)　その他当社の業務上の障害があるとき。

（契約の成立時期）

第８条　募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第６条第１項の申込金を受理した時に成立するものとします。

2　通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

（契約書面の交付）

第９条　当社は、前条の定める契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面［以下「契約書面」といいます。］を交付します。

2　当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する最終日後の旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

（確定書面）

第10条　前条第１項の契約書面において、確定された旅行日程、運送者しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において判明予定の宿泊機関及び代表的な運送機関の名称を記載して再交付の上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日［旅行開始日の前日から起算してるかのぼって７日目に当たる日以降に募集型企画旅行契約の申込みがなされた場合においては、旅行開始日］までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した書面［以下「確定書面」といいます。］を交付します。

2　前項の場合において、手配状況の推移を参酌する旅行者から問い合わせ又は申込があったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。

3　第１項の確定書面を交付した場合には、前条第２項の規定により当社が手配し旅程を管理する最終日後う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに準じます。

（宿泊施設の特定日を利用する方法）

第11条　当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、募集型企画旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項［以下この条において「記載事項」という。］を通知することを、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認した上で、

2　前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル［第５条第３項旅行者の用に供するものに限ります。］に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

（旅行代金）

第12条　旅行者は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければなりません。

2　通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の手続への旅行者の番号なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払い並びます。また、カード利用日は旅行契約成立日とします。

第３章　契約の変更

（契約内容の変更）

第13条　当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公等の命令その他の当社の責任に帰すべき事由［以下「やむを得ない事由」という。］が発生した場合において、旅行の安全かつ円滑な実施又はその中止を確保するため必要があるときは、旅行者にあらかじめ説明をした上で、募集型企画旅行の内容又は契約条件を変更することがあります。

2　当社は、前項の定めるところにより旅行代金を増額するとき又は、旅行開始日の前日から起算してるかのぼって７日目に当たる日以降に旅行者にその旨を通知します。

3　当社は、第一項の定める運送運賃・料金の減額がなされるとき又は、同項の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

4　当社は、前条の規定に基づく契約内容の変更により旅行者が実施に要する費用［当該契約内容の変更のために旨の提供を受けなくなった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。］の減少又は増加が生じる場合［費用の増加が、運送・宿泊機関等の当該旅行サービスの提供を行っていないにもかかわらず、運送・宿泊機関等の変更、新設その他の理由の不当な発生によるものを除きます。］には、当該契約内容の変更の前にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。

5　当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、募集型企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によりご当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

（旅行者の交番）

第13条　当社と募集型企画旅行契約を締結した旅行者は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。

2　旅行者は、前項に定める当社の承諾を求めようとするときは、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに、当社に提出しなければなりません。

3　第１項の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、旅行者の当該募集型企画旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

第４章　契約の解除

（旅行者の解除権）

第16条　旅行者は、いつでも別表第１に定める取消料を当社に支払って募集型企画旅行契約を解除することができます。運送契約を解除する場合にあっては、当社は、運送機関のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして取消料の支払いを受けます。

2　旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく募集型企画旅行契約を解除することができます。

(1)　当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が別表第２上欄［左欄］に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。

(2)　第14条第１項の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。

(3)　天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公等の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(4)　当社が旅行者に対して、第５条第１項の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。

(5)　当社が責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

3　旅行者は、旅行開始前において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受けることができなくなったとき又は当社からその旨を告げられたときは、第１項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該変更ができるようになった部分の契約を解除することができます。

4　前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該変更ができることができなくなった部分の旅行者に払い戻します。ただし、前項の場合が当社の責に帰すべき事由によるものである場合においては、当該変更により、旅行者が旅行サービスに対して取得等、違約料その他の名目で支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

（当社の解除権等一旅行開始前の解除）

第17条　当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することがあります。

(1)　旅行者が当社があらかじめ別示した年齢、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。

(2)　旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

(3)　旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

(4)　旅行者が、契約内容に関し合理的な範囲を超える責任を求めたとき。

(5)　旅行者が当該契約書面に記載した者が旅行人員に達しなかったとき。

(6)　スキー目的とする旅行における必要な除雪量や旅行実施条件であって契約の締結の際に別示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。

(7)　天災地変、事乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公等の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(8)　運送等契約を締結した場合であって、旅行者が寄下るクレジットカードの強効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。

(9)　旅行者が第７条第５号から第７号までのいずれかに該当することが判明したとき。

2　旅行者が第12条第１項の契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日において旅行者が募集型企画旅行契約を解除したものとします。この場合において、旅行者は、当社に対し、前条第１項に定める取消料相当分又は違約料を支払わなければなりません。

3　当社は、第１項第１号から第３号又は第５号から第９号の規定により旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除するときは、旅行者の申込みの順位にかかわらず、当該旅行者に対する責任を負いません。

4　当社は、第１項第４号の規定により旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除するときは、旅行者が既に当社から提供を受けた旅行サービスに対する取消料相当分又は違約料相当分を当社に支払うことを求めることができます。

（当社の解除権等一旅行開始後の解除）

第18条　当社は、旅行者が次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部又は全部を解除することがあります。

(1)　旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。

(2)　旅行者が旅行全体の安全かつ円滑な実施又はその他の旅行者に対する当社の指示への違反、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の統率を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

(3)　旅行者が第７条第５号から第７号までのいずれかに該当することが判明したとき。

(4)　天災地変、事乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公等の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

2　当社が前項の規定に基づいて募集型企画旅行契約を解除したときは、当社と旅行者との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに対する当社の使徒については、考慮な非承認なされないものとします。

3　前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行者が既にその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、旅行開始後の解除に伴う払戻しに当たって必要となる取消料又は違約料相当額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

（旅行代金の払戻し）

第19条　当社は、第14条第３項から第５項までの規定により旅行代金が減額された場合又は前３条の規定により募集型企画旅行契約が解除された場合において、旅行者に対しまず次の金額の払戻しをします。ただし、旅行開始後の解除にあたる払戻しにあっては当該日の翌日から起算して７日以内に、解除は旅行開始後の解除にあたる払戻しにあっては旅行者の帰社の翌日から起算して30日以内に旅行者に対し当該金額を払い戻します。

(1)　当社と通信契約を締結した場合であって、第14条第３項から第５項までの規定により旅行代金が減額された場合又は前３条の規定により通信契約が解除された場合において、旅行者に対し払い戻すべき金額の全部又は一部を、提携会社のカード会員規約に従って、旅行者に対し当該金額を払い戻します。この場合において、当社は、旅行開始前の解除にあたる払戻しにあっては当該日の翌日から起算して７日以内に、解除は旅行開始後の解除にあたる払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に旅行者に対し払い戻すべき金額を通知するものとし、旅行者に当該通知を行った日をカード利用日とします。

3　前２項の規定は第27条又は第30条第１項に規定するところにより旅行者又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

（契約解除後の携帯手荷）

第20条　当社は、第16条第１項第１号又は第４号の規定によって旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除した場合、旅行者の求めに応じて、旅行者が当該旅行の出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。

2　前項の場合において、出発地に戻るための旅行に要する一切の費用は、旅行者の負担とします。

第５章　団体・グループ契約

（団体・グループ契約）

第21条　当社は、同行行程を同時に旅行する団体の旅行者がその委任ある代表者［以下「契約責任者」といいます。］を定めて申し込んだ募集型企画旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。

（契約責任者）

第22条　当社は、契約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者［以下「構成者」といいます。］の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。

2　契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

3　当社は、契約責任者が構成者に対して現に使い、又は将来使うことが予測される役務又は募集については、何らの責任を負うものではありません。

4　当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

第６章　旅程管理

（旅程管理）

第23条　当社は、旅行者の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、旅行者に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社が旅行者とこれと異なる内容の約束をした場合には、この限りではありません。

(1)　旅行者が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると見込まれるときは、募集型企画旅行契約に係る旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。

(2)　前号の措置を講ずるに当たっては、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この時、旅行者は変更されるときは、変更後の旅行日程の旅行日程の概要にかかうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めること等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

（当社の指示）

第24条　旅行者は、旅行開始前に旅行者として円滑に、団体で行動するときは、旅行全体の円滑に実施するための当社の指示に従わなければなりません。

（添乗員等の業務）

第25条　当社は、旅行内容により現地員をその他の者を同行させるまで第23条各号に掲げる業務その他当該募集型企画旅行に伴って当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。

2　前項の現地員その他の者が同項の業務に従事する時間帯は、原則として８時から20時までとします。

（現地集合）

第26条　当社は、旅行中の旅行者が、病気、医事等により任務を要する状態にあると見込まれるときは、必要な時量を限度として、旅行者に対し、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該時量に要した費用を旅行者の負担とし、旅行者は当該費用の支払いに応じます。

第７章　責　任

（当社の責任）

第27条　当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第４条の規定に基づいて手配を代行させた者［以下「手配代行者」といいます。］が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して２年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

2　旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公等の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、旅行者に対して責任を負いません。

3　当社は、手荷物について受取を証して旅行者に引き渡された時以降、手荷物の滅失、き損又は延着について、当社又は手配代行者の過失によるものであるときは、旅行者に対して賠償責任を負います。

4　当社は、旅行者が運送機関の提供する運送サービスの利用に関し、運送約款又は運送機関の発行する乗車券、航空券その他旅行サービスの提供を証明する書面の定めるところにより損害賠償責任を負うときは、その責任の限度額を超えては責任を負いません。

（特別補償）

第28条　当社は、前条第１項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、別表特別補償規程で定めるところにより、旅行者が募集型企画旅行参加中にその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金又は見舞金を支払います。

2　前項の損害について当社が前条第１項の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき前項の補償金は、当該損害賠償金となります。

3　前項に規定する場合において、第１項の規定に基づく当社の補償金支払額は、当社が前条第１項の規定に基づいて支払うべき損害賠償金［前項の規定により損害賠償金とみなされる補償金を含みます。］に相当する額だけ減額するものとします。

4　当社の募集型企画旅行参加中の旅行者を原因として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する募集型企画旅行については、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。

（旅程保証）

第29条　当社は、別表第２上欄［左欄］に掲げる契約内容の重要な変更［次の各号に掲げる変更［運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っていないにもかかわらず、運送・宿泊機関等の変更、新設その他の理由の不当な発生によるものを除きます。］を含みます。］が生じた場合は、旅行代金に別表下欄［右欄］に記載する割合を乗じた額以上の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について当社に第27条第１項の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。

(1)　次に掲げる事由による変更

イ　天災地変

ロ　事乱

ハ　暴動

ニ　官公等の命令

ホ　運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

ヘ　当初の運行計画によらない運送サービスの提供

ト　旅行者自身の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

(2)　第16条第１項又は第２項の規定に基づいて募集型企画旅行契約が解除されたときの当該募集の人員の変更

2　当社が前条第１項の変更補償金の額は、旅行者１名に対して１募集型企画旅行につき旅行代金に15％以上の当社が定める率を乗じた額をもって限度とします。また、旅行者１名に対して１募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が１,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

3　当社が第１項の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に第27条第１項の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合は、旅行者は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額と旅行者に返還すべき変更補償金の額とを相殺した額を支払います。

（旅行者の責任）

第30条　旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。

2　旅行者は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。

3　旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に享受するため、オの一契約書面に基づき旅行サービスが提供されたと理解したときは、旅行地において遅滞なくその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

第８章　弁済業務保証金［旅行業協会の保証社員である場合］

（弁済業務保証金）

第31条　当社は、一般社団法人全国旅行業協会［東京都港区虎ノ門２番10号虎ノ門シャスタイースビル］の保証社員になっております。

2　当社と募集型企画旅行契約を締結した旅行者又は締結者は、その取引によって生じた債権に関し、前項の一般社団法人全国旅行業協会が供託している弁済業務保証金から　　円に達するまで弁済を受けることができます。

3　当社は、旅行業協会 49 条第１項の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会に弁済業務保証金分担金を納付しております。同条第７条第１項に基づく営業保証金は供託しておりません。

別表第１　取消料［第16条第１項関係］

１　国内旅行に係る取消料

区　分	取消料
(1)　次項以外の募集型企画旅行契約	
イ　旅行開始日の前日から起算してるかのぼって 20 日目［日帰り旅行にあっては 10 日目］に当たる日以降に解除する場合［日から本までに掛ける場合を除く。］	旅行代金の 20％以内
ロ　旅行開始日の前日から起算してるかのぼって７日目に当たる日以降に解除する場合［ハから本までに掛ける場合を除く。］	旅行代金の 30％以内
ハ　旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の 40％以内
ニ　旅行開始当日に解除する場合［ホに掛ける場合を除く。］	旅行代金の 50％以内
ホ　旅行開始後の解除又は連絡着不参加の場合	旅行代金の 100％以内
(2)　営利船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取扱料の就度に上ります。

備考［1］取扱料の金額は、契約書面に明示します。

［2］本表の適用に当たって「旅行開始日」とは、別表特別補償規程第２条第３項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

２　海外旅行に係る取消料

区　分	取消料
(1)　本邦出国時点は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約［次項に掲げる旅行契約を除く。］	
イ　旅行開始日の前日から起算してるかのぼって 30 日目［日帰り旅行にあっては 10 日目］に当たる日以降に解除する場合［ロから本までに掲げる場合を除く。］	旅行代金の 10％以内
ロ　旅行開始日の前日から起算してるかのぼって 30 日目に当たる日以降に解除する場合［ハ及びニに掲げる場合を除く。］	旅行代金の 20％以内
ハ　旅行開始日の前々日以降に解除する場合［ニに掲げる場合を除く。］	旅行代金の 50％以内
ニ　旅行開始後の解除又は連絡着不参加の場合	旅行代金の 100％以内
(2)　営利航空機を利用する募集型企画旅行契約	
イ　旅行開始日の前日から起算してるかのぼって 90 日目に当たる日以降に解除する場合［ロから本までに掲げる場合を除く。］	旅行代金の 20％以内
ロ　旅行開始日の前日から起算してるかのぼって 30 日目に当たる日以降に解除する場合［ハ及びニに掲げる場合を除く。］	旅行代金の 50％以内
ハ　旅行開始日の前日から起算してるかのぼって 20 日目に当たる日以降に解除する場合［ニに掲げる場合を除く。］	旅行代金の 80％以内
ニ　旅行開始日の前日から起算してるかのぼって３日目に当たる日以降の解除又は連絡着不参加の場合	旅行代金の 100％以内
(3)　本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取扱料の就度に上ります。

備考　(1)取扱料の金額は、契約書面に明示します。

(2)本表の適用に当たって「旅行開始日」とは、別表特別補償規程第２条第３項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

別表第２　変更補償金［第29条第１項関係］

変更補償金の支払いが必要となる変更	1 申込みごとの率［%］	
	旅行開始前	旅行開始後
1　契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2　契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設［レストランを含みます。］その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3　契約書面に記載した運送機関の種類又は設備の上り低い料金ものへの変更［変更後の種類又は設備の料金の合計額が契約書面に記載した種類及び設備のそれぞれ下回った場合に限ります。］	1.0	2.0
4　契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5　契約書面に記載した本邦内の旅行開始地点と空港又は旅行者が現地を空港内最も近い所への変更	1.0	2.0
6　契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の現地経由又は経由便への変更	1.0	2.0
7　契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8　契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、食事その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9　前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトルに記載されるに本質の変更	2.5	5.0

備考１　「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

備考２　確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき１件として取り扱います。

備考３　第３号又は第４号に掲げる変更に係る運送機関の宿泊設備の利用を伴うものである場合は、１泊につき１件として取り扱います。

備考４　第４号に掲げる運送機関の会社名の変更については、事務又は設備より高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

備考５　第４号又は第７号並びに１項５号に掲げる変更が［１隻室船等又は１泊の中で複数生じた場合であっても、１隻室船等又は１泊につき１件として取り扱います。

備考６　第９号に掲げる変更については、第１号から第８号までの率を適用せず、第９号により定ます。

一般社団法人　全国旅行業協会　保証社員

HAYASHIBE
Travel Planning Service

標準旅行業約款（受注型企画旅行契約）

観光庁・消費者庁告示第１号（令和２年４月１日から適用）

第１章　総　則

（適用範囲）
第１条　当社が旅行者との間で締結する受注型企画旅行に関する契約［以下「受注型企画旅行契約」という。］は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。
２　当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

（用語の定義）
第２条　この約款で「受注型企画旅行」とは、当社が、旅行者からの依頼により、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることのできる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これに応じて実施する旅行をいいます。
２　この約款で「国内旅行」とは、本邦内のみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。
３　この約款で「運送契約」とは、当社が選択するクレジットカード会社［以下「提携会社」といいます。］のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを受け付けて締結する受注型企画旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する受注型企画旅行契約に基づく旅行代金債権に係る債権又は債務を、当該債権又は債務の履行及びこれへの主張に関に定める提携会社のカード会員規約に従って処理することについて、旅行者があらかじめ承諾し、かつ当該受注型企画旅行契約の旅行代金債務を第１２条２項、第１５条第１項及び、第１９条第２項に定める方法により支払うことを内容とする受注型企画旅行契約をいいます。
４　この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が受注型企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は返戻金を受けつける日をいいます。

（旅行契約の内容）
第３条　当社は、受注型企画旅行契約において、旅行者が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス［以下「旅行サービス」といいます。］の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

（手配代行者）
第４条　当社は、受注型企画旅行契約の履行にあたって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

第２章　契約の締結

（企画書面の交付）
第５条　当社は、当社に受注型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者からの依頼があったときは、当社の営業日の部合があるときを除き、当該依頼の内容に沿って作成した旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面［以下「企画書面」といいます。］を交付します。
２　当社は、前項の企画書面において、旅行代金の内訳として企画に関する取扱料金［以下「企画料金」といいます。］の金額を別示することがあります。

（契約の申込み）
第６条　前条第１項の企画書面に記載された企画の内容に関し、当社に受注型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書［以下「申込書」といいます。］に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。
２　前条第１項の企画書面に記載された企画の内容に関し、当社に通信契約の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員番号その他の事項を当社に通知しなければなりません。
３　第１項の申込金は、旅行代金［その内訳として企画が別示された企画料金を含みます。］又は取扱料金しくは通信料の一部として取り扱います。
４　受注型企画旅行の参加に際し、特別な健康を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出なければなりません。ただし、当社は可能な範囲内でこれに応じます。
５　前項の申出に基づき、当社が旅行者のために特に提供を特別な持置に要する費用は、旅行者の負担とします。

（契約締結の拒否）
第７条　当社は、次に掲げる場合において、受注型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。
(1)　旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
(2)　通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者のすべてがクレジットカードが無効であるとき、旅行者が旅行代金の支払に関する後者の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って処理できないとき。
(3)　旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団員保全業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
(4)　旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為又はこれらに関する行為を行ったとき。
(5)　旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに関する行為を行ったとき。
(6)　その他当社の業務上の理由があるとき。

（契約の成立時期）
第８条　受注型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第６条第１項の申込金を受理した時に成立するものとします。
２　通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

（契約書の交付）
第９条　当社は、前条の定める契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面［以下「契約書面」といいます。］を交付します。
２　当社は、第５条第１項の企画書面において企画料金の金額を別示した場合は、当該金額を前項の契約書面において別示します。
３　当社が受注型企画旅行契約により手配し旅程を管理する最終を含う旅行サービスの範囲は、第１項の契約書面に記載するところによります。

（確定書面）
第１０条　前条第１項の契約書面において、確定された旅行日程、運送並びに宿泊機関のる称を記載できない場合には、当該契約書面において別用予定の宿泊機関及び旅行計画と基本的な運送機関の名称を記載して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日［旅行開始日の前日から起算してるかのぼって７日目に当たる日以降に受注型企画旅行契約の申込みがあるときはあっては、旅行開始日］までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した書面［以下「確定書面」といいます。］を交付します。
２　前項の場合において、手配状況の確認を希望する旅行者から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は速やかに適切にこれに回答します。
３　第１項の確定書面を交付した場合は、前条第３項の規定にかかわらず当社が手配し旅程を管理する機器を含う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

（情報通信の技術を利用する方法）
第１１条　当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、企画書面、受注型企画旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えた、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項［以下この条において「記載事項」という。］を通知したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。
２　前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル［等も当該旅行者の用に供するものに限ります。］に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

（旅行代金）
第１２条　旅行者は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければなりません。
２　通信契約を締結したときは、当社は、通信会社やカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。また、カード利用日は旅行契約成立日とします。

第３章　契約の変更

（契約内容の変更）
第１３条　旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行契約の内容［以下「契約内容」といいます。］を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。
２　当社は、天災地変、事乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公等の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の責めに帰し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るため今なお不可欠なときは、旅行者にあらかじめ当該事由が旅程に与えいものである事由及び当該事由とり因見解保全説明して、契約内容を変更することがあります。ただし、軽微な場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

（旅行代金の額の変更）
第１４条　受注型企画旅行を実施するに当たり明用する運送機関について運賃を含う運賃、料金［以下この条において「運用運賃・料金」といいます。］が、著しい経済情勢の変化等により、受注型企画旅行の交付等の際に明示した時点において有効なものとして公示されている運用運賃、料金に比べて、増減増減される程度を大幅に超えて増減又は減額される場合において、当社は、その増減又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し、又は減少することができます。
２　当社は、前項の規定により旅行代金を増減するときは、旅行開始日の前日から起算してるかのぼって１５日目に当たる日より前に旅行者にその旨を通知します。
３　当社は、第１項の定める運用運賃・料金の増減部分をふれるとき、同項の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
４　当社は、前条の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用［当該契約内容の変更のために当社が提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他名称に支払い、又はこれらを支払わなければならない費用を含みます。］の減少又は増加が生じる場合［第２項の増加する場合、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスを行っていないにもかかわらず、運送・宿泊機関等の倒産、解散その他の解散の不足が発生したことによる場合を除きます。］には、当該契約内容の変更の時点にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。
５　当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、受注型企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

（旅行者の交替）
第１５条　当社と受注型企画旅行契約を締結した旅行者は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。
２　旅行者は、前項に定める当社の承諾を求めようとするときは、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに、当社に提出しなければなりません。
３　第１項の契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、旅行者の当該受注型企画旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

第４章　契約の解除

（旅行者の解除権）
第１６条　旅行者は、いつでも別表第１に定める旅行料金を当社に支払って受注型企画旅行契約を解除することができます。通信契約を解除する場合にあっては、当社は、通信会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行料の支払いを受けます。
２　旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかわらず、旅行開始前に旅行料金支払うことなく受注型企画旅行契約を解除することができます。
(1)　当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が別表第２上欄［左欄］に掲げるものその他の軽微なものであるときを除きます。
(2)　第１４条第１項の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
(3)　天災地変、事乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公等の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めてあいとき。
(4)　当社が旅行者に対し、第１０条第１項の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。
(5)　当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
３　旅行者は、旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受けることができなくなったときは当社がその旨を申出たときは、第１項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受けることができなくなった部分に係る契約を解除することができます。
４　前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受けることができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、前項の場合が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

（当社の解除権―旅行開始前の解除）
第１７条　当社は、旅行者が次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して、受注型企画旅行契約の一部を解除することがあります。
(1)　旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと見込まれるとき。
(2)　旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための協力義務その他の旅行者による当社の指示への違反により、当該旅行の安全かつ円滑な実施が著しく困難となるおそれがあるとき。
(3)　旅行者が第７条第３号から第５号までのいずれかに該当することが判明したとき。
(4)　天災地変、事乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公等の命令その他の当社の責に帰さない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
２　当社が前項の規定に基づいて受注型企画旅行契約を解除したときは、当社と旅行者との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに係る部分に係る金額及び既に支払った取消料、違約料その他名称を含みます。）は、旅行者に返還します。
３　前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行者が未だその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

（旅行代金の払戻し）
第１９条　当社は、第１４条第３項から第５項までの規定により旅行代金が減額された場合又は第１３条の規定により受注型企画旅行契約の解除された場合において、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して７日目に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して３０日以内に旅行者に対し当該金額を払い戻します。

（旅行代金の払戻し）
第１９条　当社は、第１４条第３項から第５項までの規定により旅行代金が減額された場合又は第１３条の規定により受注型企画旅行契約の解除された場合において、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して７日目に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して３０日以内に旅行者に対し当該金額を払い戻します。
２　当社は、旅行者と通信契約を締結した場合であって、第１４条第３項から第５項までの規定により旅行代金が減額された場合又は前３条の規定により通信契約の解除された場合において、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約の定めるところにより、当該金額を当該提携会社に対して払い戻します。この場合において、当社は、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して７日目に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して３０日以内に旅行者に対し払い戻すべき金額を通知するものとし、旅行者に当該通知を行った日をカード利用日とします。
３　前２項の規定は第２８条又は第３１条第１項に規定するところにより旅行者又は当社が損害賠償額を自己負担することを妨げるものではありません。

（契約書面の情報処理）
第２０条　当社は、第１８条第１項第１号又は第４号の規定によって旅行開始後に受注型企画旅行契約を解除したとき、旅行者の承諾を得た上で、旅行者の当該旅行の出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。
２　前項の場合において、出発地に戻るための旅行に要する一切の費用は、旅行者の負担とします。

第５章　団体・グループ契約

（団体・グループ契約）
第２１条　当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者［以下「契約責任者」といいます。］を定めて申し込んだ受注型企画旅行契約の締結について、本章の規定を適用します。
（契約責任者）
第２２条　当社は、前項を含んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者［以下「構成者」といいます。］の受注型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引及び第２６条第１項の業務は、当該契約責任者との間で行います。
２　契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
３　当社は、契約責任者が構成者に対して既に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。

（契約責任者の変更）
第２３条　当社は、契約責任者と受注型企画旅行契約を締結する場合において、第６条第１項の規定にかかわらず、申込金の支払いを受けることなく受注型企画旅行契約の締結を承諾することがあります。
２　前項の規定により申込金の支払いを受けることなく受注型企画旅行契約を締結する場合には、当社は、契約責任者にその旨を記載した書面を交付するものとし、受注型企画旅行契約は、当社が当該書面を交付した時に成立するものとします。

第６章　旅程管理

（旅程管理）
第２４条　当社は、旅行者の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、旅行者に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社が旅行者とこれと異なる内容を約束した場合には、この限りではありません。
(1)　旅行者が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると見込まれるとき又は、受注型企画旅行契約に係った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
(2)　前号の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めること等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

（当社の指示）
第２５条　旅行者は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行の安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従わなければなりません。

（添乗員等の業務）
第２６条　当社は、旅行内容により添乗員その他の者を同行させて第２４条各号に掲げる業務その他当該受注型企画旅行に伴って当社が必要と見込む業務の全部又は一部を行わせることがあります。
２　前項の添乗員その他の者が同項の業務に従事する時間帯は、原則として８時から２０時までとします。

（旅程管理）
第２７条　当社は、旅行中の旅行者が、疾病、傷害等により保険金を要する状態にあると見込まれるとき、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用は旅行者の負担とし、旅行者は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

第７章　責　任

（当社の責任）
第２８条　当社は、受注型企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が第４条の規定に基づいて手配を代行させた者［以下「手配代行者」といいます。］が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の翌日から起算して２年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
２　旅行者が天災地変、事乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公等の命令その他の当社又は当社が手配代行者の関与しない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
３　当社は、手荷物について受注型企画旅行に関する旅行サービスの提供の中止、官公等の命令その他の当社又は当社が手配代行者の関与しない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
４　当社は、手荷物について当社が第１項の損害について責任を負うときは、その責任は、１人当たり１５万円を限度とします。ただし、旅行者がその手荷物について特別の損害を生ずるおそれがあることを当社に通知してその手荷物を当社に預けたときは、この限りではありません。

（特別補償）
第２９条　当社は、前条第１項の規定に基づく当社の責任の有無にかかわらず、別表第３に定めるところにより、旅行者が受注型企画旅行参加中にその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の損害金又は見舞金を支払います。
２　前項の損害について当社が前条第１項の規定に基づく責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の算定において、当社が支払うべき前項の損害金は、当該損害賠償金の額の算定に関する法令上の基準（前項の規定により損害賠償金となるものを含みます。）に相当する額だけ減額するものとします。
３　前項に規定する場合において、第１項の規定に基づく当社の損害金又は見舞金と前条第１項の規定に基づいて支払うべき損害賠償金［前項の規定により損害賠償金となるものを含みます。］に相当する額だけ減額するものとします。
４　当社の受注型企画旅行参加中の旅行者を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する募集型企画旅行については、当該企画旅行代金の内容の一部として取り扱います。

（旅程保証）
第３０条　当社は、別表第２上欄［左欄］に掲げる契約内容の重要な変更［次の各号に掲げる変更［運送・宿泊機関等の当該旅行サービスの提供を行っていることもかわらず、運送・宿泊機関等の倒産、解散その他の解散の不足が発生したことによるものを除きます。］を生じた場合は、旅行代金に別表第２下欄［右欄］に掲げる割合を乗じた額を旅行開始後速やかに旅行者１名当たり金１万円以上１５万円以下の範囲内で当社が定める額の金額を、当該変更が生じた日から起算して３０日以内に支払います。ただし、当該変更について当社に第２８条第１項の規定に基づく責任が発生することを妨げるものではありません。
(1)　次に掲げる事由に生じる変更
イ　天災地変
ロ　事乱
ハ　暴動
ニ　官公等の命令
ホ　運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
ヘ　当初の運行計画によらない運送サービスの提供
ト　旅行者の責めに帰さない事由の安全確保のため必要な措置
(2)　第１３条第１項の規定に基づいて受注型企画旅行契約が変更されたときの当該変更された部分及び第１５条から第１８条までの規定に基づいて受注型企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更

２　当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者１名に対して１受注型企画旅行につき旅行代金に１５％以上の当社が定める率を乗じた額をもって限度とします。また、旅行者１名に対して１受注型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が１，０００円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
３　当社が第１項の規定に基づき変更補償金を支払った場合に、当該変更について当社に第２８条第１項の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、旅行者は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額と旅行者が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

（旅行者の責任）
第３１条　旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。
２　旅行者は、受注型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の受注型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
３　旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に享受するため、ガイド契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと理解したときは、旅行地において遅やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

第８章　弁済業務保証金（旅行業協会の保証社員である場合）

（弁済業務保証金）
第３２条　当社は、一般社団法人全国旅行業協会［東京都港区虎ノ門２丁目２番１９号虎ノ門シャスタースタービル］の保証社員になっております。
２　当社と受注型企画旅行契約を締結した旅行者又は募集者は、その取引によって生じた債権に関し、前項の一般社団法人全国旅行業協会の供託している弁済業務保証金から　円に達するまで弁済を受けることができます。
３　当社は、弁済業務第４９条第１項の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会に弁済業務保証金分担金を納付しておりますので、同弁済業務第７条第一項に基づく営業保証金は供託しておりません。

別表第１　取消料［第１６条第１項関係］

１　国内旅行に係る取消料

区　分	取　消　料
(1)　次項以外の受注型企画旅行契約	
イ　ロからヘまでに掲げる場合以外の場合［当社が契約書面において企画料金の金額を別示した場合に限る。］	企画料金に相当する金額
ロ　旅行開始日の前日から起算してるかのぼって２０日目［日帰り旅行については１０日目］に当たる日以降に解除する場合［ハからヘまでに掲げる場合を除く。］	旅行代金の２０％以内
ハ　旅行開始日の前日から起算してるかのぼって７日目に当たる日以降に解除する場合［ニからヘまでに掲げる場合を除く。］	旅行代金の３０％以内
ニ　旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の４０％以内
ホ　旅行開始後の解除又は連絡若不参加の場合	旅行代金の５０％以内
ヘ　旅行開始後の解除又は連絡若不参加の場合	旅行代金の１００％以内
(2)　受切船舶を利用する受注型企画旅行契約	当該船舶に係る乗旅料の規定による。

備考　(1)　乗旅料の金額は、契約書面に別示します。
(2)　本乗の適用に当たって「旅行開始後」とは、別表弁別情報掲載第２条第３項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

２　海外旅行に係る取消料

区　分	取　消　料
(1)　本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する受注型企画旅行契約［次項に掲げる旅行契約を除く。］	
イ　ロからホまでに掲げる場合以外の場合［当社が契約書面において企画料金の金額を別示した場合に限る。］	企画料金に相当する金額
ロ　旅行開始日の前日から起算してるかのぼって３０日目に当たる日以降に解除する場合［ハからホまでに掲げる場合を除く。］	旅行代金の２０％以内
ハ　旅行開始日の前日から起算してるかのぼって３０日目に当たる日以降に解除する場合［ニ及びホに掲げる場合を除く。］	旅行代金の５０％以内
ニ　旅行開始日の前日から起算してるかのぼって２０日目に当たる日以降に解除する場合［ホに掲げる場合を除く。］	旅行代金の８０％以内
ホ　旅行開始日の前日から起算してるかのぼって３日目に当たる日以降の解除又は連絡若不参加の場合	旅行代金の１００％以内
(3)　本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する受注型企画旅行契約	当該船舶に係る乗旅料の規定による。

備考　(1)　乗旅料の金額は、契約書面に別示します。
(2)　本乗の適用に当たって「旅行開始後」とは、別表弁別情報掲載第２条第３項に規定する「サービスの提供を受けることを開始した時」以降をいいます。

別表第２　変更補償金［第３０条第１項関係］

変更補償金の支払いが必要となる変更	一旅あたりの率［％］	
	旅行開始前	旅行開始後
１　契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	１．５	３．０
２　契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設［レストランを含みます。］その他の旅行の日的地の変更	１．０	２．０
３　契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い乗金のものへの変更［変更後の等級及び設備の料金合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。］	１．０	２．０
４　契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	１．０	２．０
５　契約書面に記載した本邦内の旅行開始地と空港又は旅行終了地と空港の名称との変更	１．０	２．０
６　契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の発着便又は経由便への変更	１．０	２．０
７　契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	１．０	２．０
８　契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、乗員その他の条件の変更	１．０	２．０

注１　「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。
注２　複数の変更がされた場合には、「契約書面」とあるのを「複数書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と複数書面の記載内容との間では複数書面の記載内容と異なる内容が提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき１件として取り扱います。
注３　第３号又は第４号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、１泊につき１件として取り扱います。
注４　第４号に掲げる運送機関の会社名の変更については、帰路又は設備が上り前いものへの変更を伴う場合には適用しません。
注５　第４号又は第７号並びに第８号に掲げる変更が［乗員船舶又は１泊旅中で複数生じた場合であっても、［乗員船舶又は１泊につき１件として取り扱います。

一般社団法人　全国旅行業協会　保証社員

HAYASHIBE Travel Planning Service

標準旅行業約款（別紙 特別補償規程）

観光庁・消費者庁告示第１号（令和２年４月１日から適用）

第１章　補償金等の支払い

（当社の支払責任）

第１条　当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によって身体に傷害を被ったときに、本章から第４章までの規定により、旅行者又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金（以下「補償金等」といいます。）を支払います。

２　前項の傷害には、身体外部からの有害ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入、飲食又は接触したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、飲食又は接触した結果生ずるや中毒症状を除きます。）を含みません。ただし、細菌性食物中毒は含みません。

（用語の定義）

第２条　この約款において「企画旅行」とは、標準旅行業約款募集型企画旅行契約の約款２条第１項に定めるものをいいます。

２　この約款において「企画旅行参加中」とは、旅行者が企画旅行に参加するを目的として当社があらかじめ手配した旅客運輸機関によって運送されるため当該企画旅行を開始地において乗降の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを開始した時から乗降の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを終了した時までの期間をいいます。ただし、旅行者があらかじめ定められた企画旅行の行程から離脱する場合において、離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出ていたとき、離脱の時から復帰の予定日時までの期間を「企画旅行参加中」とし、また、旅行者が離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ当社に届け出ることなく離脱したときは復帰の予定なく離脱したときは、その離脱の時から復帰の時までの間又はその離脱した時から後は「企画旅行参加中」とはいたしません。また、当該企画旅行日程に、旅行者が当社の手配に係る運送・宿泊機関等のサービスの提供を一切受けない【旅行場の移動等により、】が定められている場合において、その旨及び当該日程上に生ずる事故に遭って旅行者が被った傷害に対しこの約款による補償金及び見舞金の支払いが行われない旨を契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいたしません。

３　前項の「サービスの提供を受けることを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

(1)　搭乗員、当社の使用人又は代理人が旅行者を受け付ける場合は、その受付完了時

(2)　前号の受付が行われない場合において、最初の運送・宿泊機関等が、

イ　航空機であるときは、乗客の為に入場できる発行場構内における手荷物の検査等の完了時

ロ　船舶であるときは、乗船手続の完了時

ハ　鉄道であるときは、旅行者が乗下車又は扶助のないときは当該列車発車時

ニ　車両であるときは、発車時

ホ　宿泊機関であるときは、当該施設への入場時

ヘ　宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設の利用手続終了時とします。

４　第２項の「サービスの提供を受けることを完了した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

(1)　搭乗員、当社の使用人又は代理人が解散を告げる場合は、その告げた時

(2)　前号の解散の告知が行われない場合において、最初の運送・宿泊機関等が、

イ　航空機であるときは、乗客の為に入場できる発行場構内からの退場時

ロ　船舶であるときは、下船時

ハ　鉄道であるときは、扶助終了時又は扶助のないときは当該列車降車時

ニ　車両であるときは、降車時

ホ　宿泊機関であるときは、当該施設からの退場時

ヘ　宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設からの退場時とします。

第２章　補償金等を支払わない場合

（補償金等を支払わない場合－その１）

第３条　当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては補償金等を支払いません。

(1)　旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

(2)　死亡補償金を支払うべきその故意。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、他の者が支払うべき金額については、この限りではありません。

(3)　旅行者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

(4)　旅行者が泥酔に酒められた運転資格を持たないで、又は酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で自動車又は原動機付自転車を運転している間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

(5)　旅行者が故意に自傷に通じ又は行為を行い、又は自傷に通じ又はサービスの提供を受けている間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

(6)　旅行者の脳疾患、疾病又は心神喪失。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

(7)　旅行者の妊娠、出産、早産、流産又は外科手術その他の医療処置。ただし、当社の補償すべき傷害を指害する場合には、この限りではありません。

(8)　旅行者の無の運行又は作為に基づく又は基中に生じた事故

(9)　暴動、外国の武力行使、革命、内戦、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動【この約款においては、群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏が著るわ、危険な状態又は恐怖をいいます。】

(10)　放射性物質【使用済燃料を含みます。以下同様とします。】若しくは放射性物質によって汚染された物【原子核分裂生成物を含みます。】の放射線、爆発性その他有害な特性又はこれらの特性による事故

(11)　第２号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う衆庫の現私に基づいて生じた事故

(12)　第10号previous以外の放射線照射又は放射能汚染

２　当社は、原因のいかんを問わず、頚部症候群【いわゆる「むちうち症」】又は腰痛で他覚症状のないものに対して、補償金等を支払いません。

（補償金等を支払わない場合－その２）

第４条　当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前条に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しても、補償金等を支払いません。

(1)　地震、噴火又は津波

(2)　前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う衆庫の現私に基づいて生じた事故

（補償金等を支払わない場合－その３）

第５条　当社は、次の各号に掲げる傷害に対しては、各号の行為が当社があらかじめ定めた企画旅行の旅行日程に含まれている場合ではなければ、補償金等を支払いません。ただし、各号の行為が当該旅行日程に含まれている場合においては、旅行日程外の企画旅行参加中に、同種の行為によって生じた傷害に対しても、補償金等を支払います。

(1)　旅行者が別表第１に定める運動を行っている間に生じた傷害

(2)　旅行者が自動車、原動機付自転車又はモーターボートによる競技、競争、試運行（いずれも練習を含みます。）又は試運転（他覚試験を目的とする運転又は検査をいいます。）をしている間に生じた傷害。ただし、自動車又は原動機付自転車を用いて道路上でこれらのことを行っている間に生じた傷害については、企画旅行の旅行日程に含まれていなくとも補償金等を支払います。

(3)　就業運送事業者が路線を定めて運行する航空機【定期便であると不定期便であるとを問いません。】以外の航空機を旅行者が操縦している間に生じた傷害

（補償金等を支払わない場合－その４）

第５条の２　当社は、旅行者又は死亡補償金金受け取るべき者が次の各号に掲げるいずれかに該当する事由がある場合には、補償金等を支払わないことがあります。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合には、他の者が支払うべき金額については、この限りではありません。

(1)　暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員保全業その他の反社会的勢力【以下「反社会的勢力」といいます。】に該当すると認められること。

(2)　反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。

(3)　反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

(4)　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

第３章　補償金等の種類及び支払額

（死亡補償金の支払い）

第６条　当社は、旅行者が第１条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から【180日以内に死亡したときは、旅行者１名につき、傷害旅行会社を目的とする企画旅行においては2,500万円、国内旅行を目的とする企画旅行においては1,500万円【以下「補償金額」といいます。】を死亡補償金として旅行者の法定相続人に支払います。ただし、当該旅行者について、既に死亡の原因傷害補償金金があるる場合は、補償金額から既に支払った金額を控除した残額を支払います。

（後遺障害補償金の支払い）

第７条　当社は、旅行者が第１条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から【180日以内に傷害障害【身体に残された作来において回復できない機能の重大な障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害が治った後のものをいいます。以下同様とします。】が生じた場合は、旅行者１名につき、補償金額に別表第２の各号に掲げる割合を乗じた額を傷害障害補償金として旅行者に支払います。

２　前項の規定にかかわらず、旅行者が事故の日から【180日を超えてなお治療を要する状態にあるときは、当社は、事故の日から【81日目における医師の診断に基づき傷害障害の程度を程定して、傷害障害補償金を支払います。

３　別表第２の各号に掲げていない傷害障害に対しては、旅行者の職業、年齢、社会的地位等に関係なく、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表第２の各号の区分に準じ傷害障害補償金の支払額を決定します。ただし、別表第２の１【3】、１【4】、２【3】、４【4】及び５【2】に掲げる機能障害に至らない障害に対しては、傷害障害補償金を支払いません。

４　同一事故により２種以上の傷害障害が生じた場合には、当社は、その各々に対し前３項を適用し、その合算額を支払います。ただし、別表第２の７、８及びりに規定する【次【頭及び耳】又は下肢【脚及び足】の傷害障害に対しては、一般ごとの傷害障害補償金は、傷害金額の60％をもって限度とします。

５　前各項に基づいて当社が支払うべき傷害障害補償金の額は、旅行者１名に対して１企画旅行につき、傷害金額をもって限度とします。

（入院見舞金の支払い）

第８条　当社は、旅行者が第１条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することは平常の生活をできなくなり、かつ、入院【医師による指示が必要な場合において、自宅等での指示が困難なため、病院又は診療所に入り、食に医師の管理下において指示に従うことをいいます。以下この条において同様とします。】した場合は、その日数【以下「入院日数」といいます。】に対し、次の区分に従って入院見舞金を旅行者に支払います。

(1)　海外旅行を目的とする企画旅行の場合

イ　入院日数【80日以上の傷害を被ったとき。　40万円

ロ　入院日数【90日以上【80日未満の傷害を被ったとき。　20万円

ハ　入院日数【７日以上90日未満の傷害を被ったとき。　10万円

ニ　入院日数【７日未満の傷害を被ったとき。　４万円

(2)　国内旅行を目的とする企画旅行の場合

イ　入院日数【80日以上の傷害を被ったとき。　20万円

ロ　入院日数【90日以上【80日未満の傷害を被ったとき。　10万円

ハ　入院日数【７日以上90日未満の傷害を被ったとき。　５万円

ニ　入院日数【７日未満の傷害を被ったとき。　２万円

２　旅行者が入院しない場合においても、別表第３の各号のいずれかに該当し、かつ、医師の治療を受けたときは、その状態に応じた期間についての、前項の規定の適用上、入院日数となします。

３　当社は、旅行者【名について入院見舞金と死亡補償金又は入院見舞金と後遺障害補償金とを重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

（通院見舞金の支払い）

第９条　当社は、旅行者が第１条の傷害を被り、その直接の結果として、平常の業務に従事することは平常の生活に支障が生じ、かつ、通院【医師による指示が必要な場合において、病院又は診療所に通い、医師の治療を受けること【注釈を含みます。】をいいます。以下この条において同様とします。】した場合において、その日数【以下「通院日数」といいます。】が１日以上となったとき、当該旅客に対し、次の区分に従って通院見舞金を旅行者に支払います。

(1)　海外旅行を目的とする企画旅行の場合

イ　通院日数90日以上の傷害を被ったとき。　10万円

ロ　通院日数７日以上90日未満の傷害を被ったとき。　５万円

ハ　通院日数３日以上７日未満の傷害を被ったとき。　２万円

(2)　国内旅行を目的とする企画旅行の場合

イ　通院日数90日以上の傷害を被ったとき。　５万円

ロ　通院日数７日以上90日未満の傷害を被ったとき。　２万５千円

ハ　通院日数３日以上７日未満の傷害を被ったとき。　１万円

２　旅行者が通院しない場合においても、骨折等の傷害を被った部位を固定するために医師の指示によりギプス等を装時装着した時を、平常の業務に従事することは平常の生活に著しい支障が生じたと当社が程定したときは、その状態にある期間については、前項の規定の適用上、通院日数となします。

３　当社は、平常の業務に従事することは平常の生活に支障がない程度に傷害が治ったと以降の通院に対しては、通院見舞金を支払いません。

４　当社は、いかなる場合においても、事故の日から【80日を経過した後の通院に対しては、通院見舞金を支払いません。

５　当社は、旅行者【名について通院見舞金と死亡補償金又は通院見舞金と後遺障害補償金とを重ねて支払うべき場合には、その合計額を支払います。

（入院見舞金及び通院見舞金の支払いに関する特則）

第10条　当社は、旅行者【名について入院日数及び通院日数がそれぞれ【日以上となった場合は、前２条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる見舞金のうちいずれか金額の大きいもの【同額の場合には、第１号に掲げるもの】のみを支払います。

(1)　当該入院日数に対し当社が支払うべき入院見舞金

(2)　当該通院日数【当社が入院見舞金を支払うべき期間中のものを除きます。】に当該入院日数を加えた日数を通院日数となした上で、当該日数に対し当社が支払うべき通院見舞金

（死亡の推定）

第11条　旅行者が搭乗する航空機若しくは船舶が行方不明となってから、又は遭難してから30日を経過してもなお旅行者が発見されないときは、航空機若しくは船舶が行方不明となった日又は遭難した日に、旅行者が第１条の傷害によって死亡したものと推定します。

（他の身体傷害又は疾病の影響）

第12条　旅行者が第１条の傷害を被ったとき前に存在していた身体障害等若しくは疾病の影響により、又は第１条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害若しくは疾病の影響により第１条の傷害が重症となったときは、その影響がなかった場合に相当する金額を決定してこれを支払います。

第４章　事故の発生及び補償金等の請求の手続

（傷害程度等に関する認知等の請求）

第13条　旅行者が第１条の傷害を被ったときは、当社は、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者又は、医師の程度、その原因となった事故の状況等について説明を求め、又は旅行者の身体の診察若しくは死体の検査を求めることがあります。この場合において、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、これらの求めに協力しなければなりません。

２　旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者は、当社の求めないし事由により第１条の傷害を被ったときは、傷害の程度、その原因となった事故の状況等について、当社に対し、当該事故の日から30日以内に報告しなければなりません。

３　旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が、当社の求めるに応じ合理由なく第２項の規定に違反したときは又はその説明若しくは報告について偽りがあるときは、若しくは不実のことを告げたときは、当社は、補償金等の全部又は一部を支払いません。

（補償金等の請求）

第14条　旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が補償金等の支払いを受けようとするときは、当社に対し、当社所定の補償金等請求書及び次に掲げる書類を提出しなければなりません。

(1)　死亡補償金請求の場合

イ　旅行者の戸籍謄本並びに法定相続人の戸籍謄本及び印鑑証明書

ロ　公の機関【やむを得ない場合には、第三者】の事故証明書

ハ　旅行者の死亡診断書又は死体検案書

(2)　後遺障害補償金請求の場合

イ　旅行者の印鑑証明書

ロ　公の機関【やむを得ない場合には、第三者】の事故証明書

ハ　後遺障害の程度を証明する医師の診断書

(3)　入院見舞金請求の場合

イ　公の機関【やむを得ない場合には、第三者】の事故証明書

ロ　医者の程度を証明する医師の診断書

ハ　入院日数又は通院日数を記載した病院又は診療所の証明書類

(4)　通院見舞金請求の場合

イ　公の機関【やむを得ない場合には、第三者】の事故証明書

ロ　医者の程度を証明する医師の診断書

ハ　入院日数又は通院日数を記載した病院又は診療所の証明書類

２　当社は、前項以外の書類の提出を求めることは前項の提出書類の一部の省略を程めることがあります。

３　旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が第１項の規定に違反したとき又は提出書類について偽りがあるときは若しくは不実のことを告げたときは、当社は、補償金等を支払いません。

（代位）

第15条　当社が補償金等を支払った場合でも、旅行者又はその相続人が旅行者の被った傷害について第三者に対して有する損害賠償求権は、当社に移転しません。

第５章　携帯品損害補償

（当社の支払責任）

第16条　当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に生じた偶然な事故によってその所有の携帯品【以下「補償対象品」といいます。】に補害を被ったときに、本章の規定により、携帯品損害補償金【以下「補害補償金」といいます。】を支払います。

（補害補償金を支払わない場合－その１）

第17条　当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては、補害補償金を支払いません。

(1)　旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った補害については、この限りではありません。

(2)　旅行者と性質を同じくする損害の発生。ただし、旅行者に補害補償金を受け取らせる目的でなかった場合は、この限りではありません。

(3)　旅行者の自己の闘争、犯罪行為又は闘争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った補害については、この限りではありません。

(4)　旅行者が泥酔に酒められた運転資格を持たないで、又は酒に酔って正常な運転ができないおそれがある状態で自動車又は原動機付自転車を運転している間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った補害については、この限りではありません。

(5)　旅行者が故意に自傷に通じ又は行為を行い、又は自傷に通じ又はサービスの提供を受けている間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った補害については、この限りではありません。

(6)　地震、噴火、洪水、津波、破損爆発又は公共団体の公権力の行使。ただし、火災消次又は避難に必要な処置としてなされた場合は除きます。

(7)　補害対象品の故障、自然の消耗、虫食い、ねずみ食い、ねずみ噛み、鳥食い等

(8)　直接又は間接に戦争であって補害対象品の損傷に直接又はこれを含まない補害

(9)　補害対象品である液体の喪出。ただし、その容器として他の補害対象品に生じた補害については、この限りではありません。

(10)　補害対象品の壊き若しくは故失

(11)　補害対象品の置き忘れ又は紛失

(12)　第３条第１項第９号から第12号までに掲げる事由

２　当社は、国内旅行を目的とする企画旅行の場合においては、前項に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた補害に対しても、補害補償金を支払いません。

(1)　地震、噴火又は津波

(2)　前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う衆庫の現私に基づいて生じた事故

（補害補償金を支払わない場合－その２）

第17条の２　当社は、旅行者が次の各号に掲げるいずれかに該当する事由がある場合には、補害補償金金を支払わないことがあります。

(1)　反社会的勢力に該当すると認められること。

(2)　反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。

(3)　反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

(4)　法人である場合において、反社会的勢力がその法人を支配し、又はその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

(5)　その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

（補償対象品及びその範囲）

第18条　補償対象品は、旅行者が企画旅行参加中に携行するその所有の身の回り品に限ります。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、補償対象品に含まれません。

(1)　現金、小切手その他の有価証券、印紙、切手その他これらに類するもの

(2)　クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポートその他これらに類するもの

(3)　稿本、設計書、図面、映像その他これらに類するもの【磁気テープ、磁気ディスク、シー・ディー・ロム、光ディスク等情報装置【コンピュータ及びその周辺機器】で直接処理を行える記録媒体に記載されるものを含みます。】

(4)　船舶【ヨット、モーターボート及びボートを含みます。】及び自動車、原動機付自転車及びこれらの付属品

(5)　山岳登はん用具、競技用具その他これらに類するもの

(6)　義歯、義歯、コンタクトレンズその他これらに類するもの

(7)　動物及び植物

(8)　その他当社があらかじめ指定するもの

（補害額及び補害補償金の支払額）

第19条　当社が補害補償金金支払うべき補害の額【以下「補害額」といいます。】は、その補害が生じた地及び時における補害対象品の価額又は補害対象品を補害発生の直前の状態に復するに必要な修繕費及び次条第３項の費用の合計額のいずれか低い方の金額を基礎として定めることとします。

２　補害対象品の１個又は１対についての補害額が10万円を超えるときは、当社は、その１の補害の額を10万円とみなして前項の規定を適用します。

３　当社が支払うべき補害補償金の額は、旅行者１名に対して１企画旅行につき15万円をもって限度とします。ただし、補害額が旅行者１名について１回の事故につき3,000円を超えない場合は、当社は、補害補償金を支払いません。

（補害の防止等）

第20条　旅行者は、補害対象品について第16条に規定する補害が発生したことを知ったとき、次の事項を遵行しなければなりません。

(1)　補害の防止軽減に努めること。

(2)　補害の程度、原因となった事故の状況及び旅行者が補害を被った補害対象品についての保険契約の有無を、遅滞なく当社に通知すること。

(3)　旅行者が他人から補害の賠償を受けることができる場合は、その権利の行使について必要な手続をとること。

２　当社は、旅行者が前項の規定に違反したときは前項第１号に違反したとき、又は故意又は重大な過失によって同号に違反したときは、その違反がなければ補害補償金金支払うべき額から、同項第２号に違反したときは、補害補償金金を支払わず、また、同項第３号に違反したときは、賠償すべき権利の行使によって受けることができると程められる額を差し引いた残額を補害の額とみなします。

３　当社は、次に掲げる費用を支払います。

(1)　第１項第１号に規定する補害の防止軽減のために要した費用のうちで当社が必要又は有益であったと程められる

(2)　第１項第３号に規定する手続のために必要な費用

（補害補償金の請求）

第21条　旅行者は、補害補償金の支払いを受け上うとするときは、当社に対し、当社所定の補害補償金請求書及び次に掲げる書類を提出しなければなりません。

(1)　警察等又はこれに代わる第三者の事故証明書

(2)　補償対象品の補害の程度を証明する書類

(3)　その他当社が必要とする書類

２　旅行者が前項の規定に違反したときは提出書類につき故意に不実のことを表示し、又はその書類を偽造若しくは変造したときは【第三者としてなしたものとも、同様とします。】は、当社は、補害補償金金を支払いません。

（保険契約がある場合）

第22条　第16条の補害に対して保険金金支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき補害補償金の額を縮減することがあります。

（代位）

第23条　当社は補害補償金金支払うべき場合において、旅行者が第三者に対して補害賠償請求権を有する場合には、その補害賠償請求権は、当社が旅行者に支払った補害補償金の額の限度内で当社に移転します。

別表第１【第５条第１号関係】

山岳登はん【ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの】　リュージュ、ボブスレー　スカイダイビング　ハンググライダー搭乗　超軽量動力機【モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等】搭乗　ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

別表第２【第７条第１項、第３項及び第４項関係】

１　眼の障害	
(1)　両眼を失明したとき。	100％
(2)　一眼を失明したとき。	60％
(3)　一眼の矯正視力が0.0以下となったとき。	5％
(4)　一眼の視野狭窄【※】【正常視野の角度の合計の　60％以下となった場合をいう。】となったとき。	5％
２　耳の障害	
(1)　両耳の聴力を全く失ったとき。	80％
(2)　一耳の聴力を全く失ったとき。	30％
(3)　一耳の聴力が50センチメートル以上では通常の話声を解せないとき。	5％
３　鼻の障害	
鼻の機能に著しい障害を残すとき。	20％
４　そしゃく、言語の障害	
(1)　そしゃく又は言語の機能を全く廃したとき。	100％
(2)　そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すとき。	30％
(3)　そしゃく又は言語の機能に障害を残すとき。	15％
(4)　歯に五本以上の欠損を生じたとき。	5％
５　外貌（ぼう）【頭面、頸部・頸（けい）部をいう。】の醜状	
(1)　外貌（ぼう）に著しい醜状を残すとき。	15％
(2)　外貌（ぼう）に醜状【頭面においては直径２センチメートルの瘢痕（はんこん）、長さ３センチメートルの線状痕【こん】程度をいう。】を残すとき。	3％
６　脊【せき】柱の障害	
(1)　脊【せき】柱に著しい奇形又は著しい運動障害を残すとき。	40％
(2)　脊【せき】柱に運動障害を残すとき。	30％
(3)　脊【せき】柱に奇形を残すとき。	15％
７　歯【手関節以上をいう。】、歯【足関節以上をいう。】の障害	
(1)　一肢又は一歯を失ったとき。	60％
(2)　一肢又は一歯の三大関節中の二関節又は三関節の機能を全く廃したとき。	50％
(3)　一肢又は一歯の三大関節中の一関節の機能を全く廃したとき。	30％
(4)　一肢又は一歯の機能に障害を残すとき。	5％
８　手指の障害	
(1)　一手の母指を第１関節【指節間関節】以上で失ったとき。	20％
(2)　一手の母指の機能に著しい障害を残すとき。	15％
(3)　母指以外の一指を第二指関節【遠位指節間関節】以上で失ったとき。	8％
(4)　母指以外の一指の機能に著しい障害を残すとき。	5％
９　足指の障害	
(1)　一足の第一足指を【し】関節【指節間関節】以上で失ったとき。	10％
(2)　一足の第一足指の機能に著しい障害を残すとき。	5％
(3)　第一足指以外の一足指を第二指【し】関節【遠位指節間関節】以上で失ったとき。	3％
(4)　第一足指以外の一足指の機能に著しい障害を残すとき。	3％
10　その他身体の障害により終身自用を要することができるとき。	100％

注　第７号、第８号及び第９号の規定中「以上」とは、当該関節より心様に近い部分をいいます。

別表第３【第８条第２項関係】

(1)　両眼の矯正視力が0.06以下になっていること。

(2)　そしゃく又は言語の機能を失っていること。

(3)　両耳の聴力を失っていること。

(4)　両上肢の手関節以上のすべての関節の機能を失っていること。

(5)　一下肢の機能を失っていること。

(6)　歯科補綴義手の着用のため身体の自由が主に将生、装面等の起居動作に限られていること。

(7)　精神系統又は精神の障害のため身体の自由が主に将生、装面等の起居動作に限られていること。

(8)　その他上記程度の身体障害のため身体の自由が主に将生、装面等の起居動作に限られていること。

【注】第４号の規定中「以上」とは、当該関節より心様に近い部分をいいます。

一般社団法人 全国旅行業協会　保証社員

HAYASHIBE Travel Planning Service

標準旅行業約款（手配旅行契約等）

観光庁・消費者庁告示第１号（令和２年４月１日から適用）

第１章　総　則

（適用範囲）
第１条　当社が旅行者との間で締結する手配旅行契約は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。
２　当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を締んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。
（用語の定義）
第２条　この約款で「手配旅行契約」とは、当社が旅行者の委託により、旅行者のために行う運送、宿泊又は観光をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス［以下「旅行サービス」といいます。］の提供を受けることができるように、手配することを引き受ける契約をいいます。
２　この約款で「国内旅行」とは、本邦内のみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。
３　この約款で「旅行代金」とは、当社が旅行サービスを手配するために、運営、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の手配旅行業務取扱料金［変更手続料金及び取消手続料金を除きます。］をいいます。
４　この約款で「運賃契約」とは、当社が提携するクレジットカード会社［以下「提携会社」といいます。］のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを受けて締結する手配旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する手配旅行契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるべき日以前に定める提携会社のカード会員規約に従って決済することについて、旅行者があらかじめ承諾し、かつ旅行代金等を第６条第２項又は第８項に定める方法により支払うことを内容とする手配旅行契約をいいます。
５　この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。
（手配関係の終了）
第３条　当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、休業、条件不適当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供を受ける契約を締結できなかった場合であっても、当社がその責任を免れたときは、旅行者は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金［以下「取扱料金」といいます。］を支払わなければなりません。運賃契約を締結した場合においては、カード利用日は、当社が運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供を受ける契約を締結できなかった日、旅行者に通知した日とします。
（手配代行者）
第４条　当社は、手配旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を業として行う者その他補助者に代行させることがあります。

第２章　契約の成立

（契約の申込み）
第５条　当社と手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。
２　当社と運賃契約を締結しようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員番号及び依頼しようとする旅行サービスの内容を当社に通知しなければなりません。
３　第１項の申込金は、旅行代金、取消料その他の旅行者が当社に支払うべき金銭の一部として取り扱います。
（契約締結の拒否）
第６条　当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。
［１］　運賃契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが係効であること等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。
［２］　旅行者が、暴力団員、暴力団関係企業、暴力団員保者、暴力団員保企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
［３］　旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動並びに暴力を用いる行為又はこれらに類する行為を行ったとき。
［４］　旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに類する行為を行ったとき。
［５］　その他当社の業務上の理由があるとき。
（契約の成立時期）
第７条　手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第５条第１項の申込金を受理した時に成立するものとします。
２　運賃契約は、前項の規定にかかわらず、当社が第５条第２項の申込みを承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。
（契約成立の特則）
第８条　当社は、第５条第１項の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾の有無にかかわらず手配旅行契約を成立させることがあります。
２　前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において別にします。
（募集型及び受注型等の特則）
第９条　当社は、第６条第１項及び前条第１項の規定にかかわらず、運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする手配旅行契約であって旅行代金と引換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。
２　前項の場合において、手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。
（契約書面）
第10条　当社は、手配旅行契約の成立後遅やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面［以下「契約書面」といいます。］を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券類、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付することは、当該契約書面を交付したことがあります。
２　前項本文の契約書面を交付した場合において、当社が手配旅行契約により手配する募集型う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。
（情報通信の技術を利用する方法）
第11条　当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、手配旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面又は契約書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項［以下この条において「記載事項」といいます。］を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確程します。
２　前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル［第５条第旅行者の用に供するものに限ります。］に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確程します。

第３章　契約の変更及び解除

（契約内容の変更）
第12条　旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。
２　前項の旅行者の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に支下した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更に要する費用を実程するほか、当社に対し、当社所定の変更手続料金を支払わなければなりません。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとします。
（旅行者による任意解除）
第13条　旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。
２　前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に旅行者が提供を受けた旅行サービスの対価として、又はいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払う費用を実程するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。
（旅行者の責に帰すべき事由による解除）
第14条　当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することがあります。
［１］　旅行者が所定の期日までに旅行代金を支払わないとき。
［２］　運賃契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが係効になる等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。
［３］　旅行者が第６条第２号から第４号までのいずれかに該当することが判明したとき。
２　前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を実程するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。
（当社の責に帰すべき事由による解除）
第15条　旅行者は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能になったときは、手配旅行契約を解除することができます。
２　前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、当社は、旅行者が既にその提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に収受した旅行代金を旅行者に払い戻します。
３　前項の規定は、旅行者の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

第４章　旅行代金

（旅行代金）
第16条　旅行者は、旅行開始前の当社が定める期間までに、当社に対し、旅行代金を支払わなければなりません。
２　運賃契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の手続への旅行者の署名なくして旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が確定した旅行サービスの内容を旅行者に通知した日とします。
３　当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。
４　前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。
５　当社は、旅行者と運賃契約を締結した場合であって、第３条又は第４条の規定により旅行者が負担すべき費用等が生じたときは、当社は、提携会社のカードにより所定の手続への旅行者の署名なくして当該費用等の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、当社が旅行者に通知した日とします。ただし、第14条第１項第２号の規定により当社が手配旅行契約を解除した場合は、旅行者は、当社の定める期日までに、当社の定める支払方法により、旅行者が当社に支払うべき費用等を支払わなければなりません。
（旅行代金の精算）
第17条　当社は、当社が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用で旅行者の責任に帰すべきもの及び取扱料金［以下「精算旅行代金」といいます。］と旅行代金として既に収受した金額とが合致しない場合において、旅行終了後、次項及び第３項に定めるところにより速やかに旅行代金の精算をします。
２　精算旅行代金が旅行代金として既に収受した金額を超えるときは、旅行者は、当社に対し、その超過を支払わなければなりません。
３　精算旅行代金が旅行代金として既に収受した金額に満たないときは、当社は、旅行者にその超過を払い戻します。

第５章　団体・グループ手配

（団体・グループ手配）
第18条　当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者［以下「契約責任者」といいます。］を定めて申し込んだ手配旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。
（契約責任者）
第19条　当社は、特約を締んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者［以下「構成者」といいます。］の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引及び第22条第１項の業務は、当該契約責任者との間で行います。
２　契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出し、又は人数を当社に通知しなければなりません。
３　当社は、契約責任者が構成者に対して既に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
４　当社は、契約責任者が団体・グループに関行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が通知した構成者を契約責任者とみなします。
（契約成立の特則）
第20条　当社は、契約責任者と手配旅行契約の締結する場合において、第５条第１項の規定にかかわらず、申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約の締結を承諾することがあります。
２　前項の規定に基づき申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約を締結する場合には、当社は、契約責任者にその旨を記載した書面を交付するものとし、手配旅行契約は、当社が当該書面を交付した時に成立するものとします。
（構成者の変更）
第21条　当社は、契約責任者から構成者の変更の申出があったときは、可能な限りこれに応じます。
２　前項の変更によって生じる旅行代金の増加又は減少及び当該変更に要する費用は、構成者に帰属するものとします。
（添乗サービス）
第22条　当社は、契約責任者からの求めにより、団体・グループに添乗員を同行させ、添乗サービスを提供することがあります。
２　添乗員が行う添乗サービスの内容は、原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行うために必要な業務とします。
３　添乗員が添乗サービスを提供する時間帯は、原則として、８時から20時までとします。
４　当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料金を支払わなければなりません。

第６章　責　任

（当社の責任）
第23条　当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第４条の規定に基づいて手配を代行させた者［以下「手配代行者」といいます。］が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して２年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
２　旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公等の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。
３　当社は、手荷物について生じた第１項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して、国内旅行にあっては14日以内に、海外旅行にあっては21日以内に当社に対して通知があったときに限り、旅行者１名につき15万円を限度［当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。］として賠償します。
（旅行者の責任）
第24条　旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければなりません。
２　旅行者は、手配旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の権利義務その他の手配旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
３　旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に享受するため、オプション契約書面と異なる旅行サービスが提供されると理解したときは、旅行現において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

第７章　弁済業務保証金（旅行業協会の保証社員である場合）

（弁済業務保証金）
第25条　当社は、一般社団法人全国旅行業協会［東京都港区虎ノ門４丁目３番13号虎ノ門ヒルズビジネスタワー］の保証社員になっております。
２　当社と手配旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その受けた旅行業務に関し、前項の一般社団法人全国旅行業協会が供託している弁済業務保証金から　　円に達するまで弁済を受けることができます。
３　当社は、旅行業法第49条第１項の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会に弁済業務保証金分担金を納付しておりますので、同法第７条第１項に基づく営業保証金は供託しておりません。

標準旅行業約款（渡航手続代行契約）

（適用範囲）
第１条　当社が旅行者との間で締結する渡航手続代行契約は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。
２　当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を締んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。
（渡航手続代行契約を締結する旅行者）
第２条　当社が渡航手続代行契約を締結する旅行者は、当社と募集型企画旅行契約、受注型企画旅行契約若しくは手配旅行契約を締結した旅行者又は当社が受託している他の旅行業者の募集型企画旅行について当社が代理して契約を締結した旅行者とします。
（渡航手続代行契約の内容）
第３条　この約款で「渡航手続代行契約」とは、当社が渡航手続の代行に対する旅行業務取扱料金［以下「渡航手続代行料金」といいます。］を収受することを約して、旅行者の委託により、次に掲げる業務［以下「代行業務」といいます。］を行うことを引き受ける契約をいいます。
［１］　旅券、査証、再入国許可及び各種証明書の取得に関する手続
［２］　出入国手続書類の作成
［３］　その他前各号に関連する業務
（契約の成立）
第４条　当社と渡航手続代行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社に提出しなければなりません。
２　渡航手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受理した時に成立するものとします。
３　当社は、第２項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けることなく電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による渡航手続代行契約の申込みを受け付けることがあります。この場合において、渡航手続代行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。
４　当社は、次に掲げる場合において、渡航手続代行契約の締結に応じないことがあります。
［１］　旅行者が、暴力団員、暴力団関係企業、暴力団員保者、暴力団員保企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
［２］　旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動並びに暴力を用いる行為又はこれらに類する行為を行ったとき。
［３］　旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに類する行為を行ったとき。
［４］　その他当社の業務上の理由があるとき。
５　当社は、渡航手続代行契約の成立後遅やかに、旅行者に、当該渡航手続代行契約により引き受ける代行業務［以下「受託業務」といいます。］の内容、渡航手続代行料金の額、その収受の方法、当社の責任その他必要な事項を記載した書面を交付します。
６　当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、前項の書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項［以下この条において「記載事項」といいます。］を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確程します。
７　前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル［第５条第旅行者の用に供するものに限ります。］に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確程します。
（守秘義務）
第５条　当社は、受託業務を行うに当たって知り得た情報を他に漏らすことのないようにいたします。
（旅行者の義務）
第６条　旅行者は、当社が定める期日までに、渡航手続代行料金を支払わなければなりません。
２　旅行者は、当社が定める期日までに、受託業務に必要な書類、資料その他の物［以下「渡航手続書類等」といいます。］を当社に提出しなければなりません。
３　当社が、受託業務を行うに当たって、本邦の官公庁、在日外国公館その他の者に、手数料、室料、受託料その他の物金［以下「室料等」といいます。］を支払わなければならないときは、旅行者は、当社が定める期日までに当社に対して当該室料等を支払わなければなりません。
４　受託業務を行うに当たって、郵送費、交通費その他の費用が生じたときは、旅行者は、当社が定める期日までに当社に対して当該費用を支払わなければなりません。
（契約の解除）
第７条　旅行者は、いつでも渡航手続代行契約の全部又は一部を解除することができます。
２　当社は、次に掲げる場合において、渡航手続代行契約を解除することがあります。
［１］　旅行者が、所定の期日までに渡航手続書類等を提出しないとき。
［２］　当社が、旅行者から提出された渡航手続書類等に不備があると判断したとき。
［３］　旅行者が、渡航手続代行料金、室料等又は前条第４項の費用を所定の期日までに支払わないとき。
［４］　旅行者が第４条第４項第１号から第３号までのいずれかに該当することが判明したとき。
［５］　第３条第１号の代行業務を引き受けた場合において、旅行者が、当社の責に帰すべき事由によらず、旅券、査証又は再入国許可［以下「旅券等」といいます。］を取得できないおそれが極めて大きいと当社が判断するとき。
３　前２項の規定に基づいて渡航手続代行契約が解除されたときは、旅行者は、既に支払った室料等及び前条第四項の費用を実程するほか、当社に対し、当社が既に行った受託業務に係る渡航手続代行料金を支払わなければなりません。
（当社の責任）
第８条　当社は、渡航手続代行契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して６月以内に当社に対して通知があったときに限ります。
２　当社は、渡航手続代行契約により、旅券に旅行者が旅券等を取得できること及び関保国への出入国が許可されることを保証するものではありません。したがって、当社の責に帰すべき事由によらず、旅行者が旅券等の取得ができず、又は関保国への出入国が許可されなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

標準旅行業約款（旅行相談契約）

（適用範囲）
第１条　当社が旅行者との間で締結する旅行相談契約は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。
２　当社が法令に反せず、かつ、旅行者に不利にならない範囲で書面により特約を締んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。
（旅行相談契約の定義）
第２条　この約款で「旅行相談契約」とは、当社が相談に対する旅行業務取扱料金［以下「相談料金」といいます。］を収受することを約して、旅行者の委託により、次に掲げる業務を行うことを引き受ける契約をいいます。
［１］　旅行者が旅行の計画を作成するために必要な助言
［２］　旅行の計画の作成
［３］　旅行に必要な経費の見積り
［４］　旅行地及び運送・宿泊機関等に関する情報提供
［５］　その他旅行に必要な助言及び情報提供
（契約の成立）
第３条　当社と旅行相談契約を締結しようとする旅行者は、所定の事項を記入した申込書を当社に提出しなければなりません。
２　旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾し、前項の申込書を受理した時に成立するものとします。
３　当社は、前２項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けることなく電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行相談契約の申込みを受け付けることがあります。この場合において、旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。
４　当社は、次に掲げる場合において、旅行相談契約の締結に応じないことがあります。
［１］　旅行者が暴力団員、暴力団関係企業、暴力団員保者、暴力団員保企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
［２］　旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動並びに暴力を用いる行為又はこれらに類する行為を行ったとき。
［３］　旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに類する行為を行ったとき。
［４］　その他当社の業務上の理由があるとき。
（相談料金）
第４条　当社が第２条に掲げる業務を行ったときは、旅行者は、当社に対し、当社が定める期日までに、当社所定の相談料金を支払わなければなりません。
（契約の解除）
第５条　当社は、旅行者が第３条第４項第２号から第４号までのいずれかに該当することが判明したときは、旅行相談契約を解除することがあります。
（当社の責任）
第６条　当社は、旅行相談契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して６月以内に当社に対して通知があったときに限ります。
２　当社は、当社が作成した旅行の計画に記載した運送・宿泊機関等について、実際に手配が可能であることを保証するものではありません。したがって、満員等の事由により、運送・宿泊機関等との間で当該機関等が提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受ける契約を締結できなかったとしても、当社はその責任を負うものではありません。

一般社団法人　全国旅行業協会　保証社員

HAYASHIBE
Travel Planning Service